



賃金のデジタル払い制度の開始について

執筆者: 弁護士 神鳥 智宏
弁護士 水田 直希

March 2023

In brief

2022年11月28日、労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第158号。以下「改正省令」といい、改正省令による労働基準法施行規則の改正を「本改正」といいます)が公布され、本年4月1日より施行されます(改正省令附則)。

本改正の施行前において、使用者の労働者に対する賃金の支払方法については、現金払いが原則とされていますが、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み等によることができるようになります。本改正は、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払(いわゆる賃金のデジタル払い)ができるようとされたものです。

今回のニュースレターでは、本改正及び賃金のデジタル払い制度の概要について概説します。

In detail

1. 本改正に至る経緯

労働者に対する賃金は、通貨(現金)で、直接労働者に、その全額を支払わなければなりません(賃金の通貨払いの原則。労働基準法(昭和22年法律第49号)第24条)。ただし、厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払うことができます(同条但書)。当該例外として、従来①銀行口座を使用した支払、②証券総合口座への賃金支払、が認められていました(改正省令による改正前の労働基準法施行規則(以下「規則」といいます)の第7条の2)。

一方、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。以下「資金決済法」といいます)36条の2第2項に規定する第二種資金移動業を営む資金移動業者(以下「資金移動業者」といいます)は、サービス利用者に対してウォレットやアカウントと呼ばれる機能を提供しています。これにより、利用者は、事前に利用者がチャージした金額に対応するデジタルマネーの発行を受け、当該デジタルマネーを決済や送金に利用したり出金したりすることができますが、このようなデジタルマネーによって給与を支払うことは、上記の賃金の通貨払いの原則との関係で採用が困難とされてきました。

昨今、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られるという状況を踏まえて、賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、③資金移動業者の口座への賃金支払を認めるため、規則第7条の2の改正がなされたものです。本改正により賃金の支払・受取方法として新たな選択肢が増えましたが、現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは引き続き認められていません。

2. 本改正の概要

本改正では、使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払方法として、本改正後の規則第7条の2第1項第3号イからチまでの要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)のうち労働者が指定する者の第二種資金移動業に係る口座への資金移動によることができることとされました。

改正省令の公布に際して、令和4年11月28日付厚生労働省労働基準局長通達(基発1128第3号。以下「3号通達」といいます)及び同日付厚生労働省労働基準局長通達(基発1128第4号。以下「4号通達」といいます)が発出されています。

(1) 労働者への説明事項

3号通達においては、「使用者が、指定資金移動業者口座への資金移動による賃金支払を行う場合には、労働者が預貯金口座への振込み又は証券総合口座への払込みによる賃金支払を選択することができるようになるとともに、当該労働者に対し、別途示す同意書の様式例¹を用いる等により指定資金移動業者口座に関する必要な事項を説明した上で、労働者の同意を得なければならない」とされています。当該説明が必要な事項として、以下の点が挙げられています(3号通達の2(1))。

- ✓ 資金移動業者は、預金若しくは貯金又は定期積金等(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第4項に規定する定期積金等をいう)を受け入れていないこと。併せて資金決済法等における滞留規制を踏まえ、指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額(希望額等)は、各労働者において、その利用実績や利用見込みを踏まえ、為替取引に用いられる範囲内に設定する必要があること。また、希望額等の設定に当たっては、指定資金移動業者が設定している口座残高上限額(100万円以下)及び指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定している場合には当該額以下に設定する必要があること。
- ✓ 指定資金移動業者の破綻時には、指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関(金融機関、保証会社その他保証を行う主体をいう。以下同じ。)により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に口座残高の弁済が行われること。
- ✓ 労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により指定資金移動業者口座の資金が不正に出金等された際に、労働者に過失がない場合には損失額全額が補償されること。また、労働者に過失がある場合には個別対応を妨げるものではないが、損失を一律に補償しないといった取扱いとはされないこと。なお、労働者の親族等による払出の場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではないこと。損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件としている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上は確保されていること。
- ✓ 払出(現金化)の手段については、各指定資金移動業者により異なるものの、現金自動支払機(CD)又は現金自動預払機(ATM)の利用や預貯金口座への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、少なくとも毎月1回は労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出ができること。
- ✓ 口座残高については、口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務が履行できることにされていること。

¹ 4号通達の別紙において、「資金移動業者口座への賃金支払に関する同意書」の参考例が示されています。

(2) 指定資金移動業者の要件

本改正後の規則第7条の2第1項第3号イからチにおいて、指定資金移動業者の指定を受けるための要件として、以下の8つの要件が規定されています。

- ① 賃金の支払に係る資金移動を行う口座(以下単に「口座」という)について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が100万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が100万円を超えた場合に当該額を速やかに100万円以下とするための措置を講じていること(規則第7条の2第1項第3号イ)。
- ② 破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること(規則第7条の2第1項第3号ロ)。
- ③ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること(規則第7条の2第1項第3号ハ)。
- ④ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること(規則第7条の2第1項第3号ニ)。
- ⑤ 口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること(規則第7条の2第1項第3号ホ)。
- ⑥ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること(規則第7条の2第1項第3号ヘ)。
- ⑦ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること(規則第7条の2第1項第3号ト)。
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること(規則第7条の2第1項第3号チ)。

3号通達において、上記の8つの要件に関して、それぞれ、要旨、以下の内容が定められています。

①の要件について

規則第7条の2第1項第3号イにおける「労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が100万円を超えることがないようにするための措置」とは、指定資金移動業者口座の資金に係る受入上限額を100万円以下の額に設定していることを指しています。また、「当該額が100万円を超えた場合に当該額を速やかに100万円以下とするための措置」とは、当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる預貯金口座又は証券総合口座を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から当該預貯金口座等への送金を行うことで当該資金を100万円以下とするように措置していることを指します。この場合の送金先は、労働者があらかじめ指定する預貯金口座又は証券総合口座に限り、他の指定資金移動業者口座を送金先とすることは認められません。ただし、受入上限額を100万円以下の額に設定する場合においても、使用者の賃金支払義務の履行を確保するため、賃金の支払により受入上限額を超過する場合には、受入上限額を超過する資金も一時的に受け入れることが求められます。その上で、当該資金が100万円を超えた場合には、指定資金移動業者が当日中に指定資金移動業者口座から当該預貯金口座等への送金を行うことで当該資金が100万円以下となるように措置していることが必要になります。

なお、指定資金移動業者が労働者に払出等を促し、労働者が自ら払出等を行うこと等により、口座残高が100万円以下となった場合には、指定資金移動業者が超過分の預貯金口座又は証券総合口座への送金を行う必要はないとされています。

②の要件について

規則第7条の2第1項第3号口における仕組みを有していることは、債務の履行が困難となったとき、すなわち、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て若しくは外国倒産処理手続の承認の申立て又は資金決済法第59条第2項第1号に規定する権利の実行の申立て(以下「破産手続開始の申立て等」といいます)があったときに、労働者が賃金受取に利用している指定資金移動業者口座の資金全額に係る債務について、当該指定資金移動業者に代わり、保証機関が速やかに当該労働者に弁済することを内容とする保証に係る保証委託契約を指定資金移動業者と保証機関との間で締結すること及び保証契約を労働者と保証機関との間で締結すること等により、指定資金移動業者の破綻時の資金保全が実効性を伴って担保されているものであることとされています。

なお、同号口における「口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額」とは、労働者が賃金受取に利用している指定資金移動業者口座の資金全額に係る債務を指し、当該口座の資金に係る債務のうち使用者から支払われた賃金相当額に係る債務以外のものも含まれます。

また、同号口における「速やかに」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が指定資金移動業者又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内であることを指します。ただし、労働者からの請求を要さずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内であることを指します。

③の要件について

規則第7条の2第1項第3号ハにおける「労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたとき」とは、労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により指定資金移動業者口座の資金が不正に出金された場合等を指します。

同号ハにおける「当該損失を補償する仕組みを有していること」とは、指定資金移動業者の利用規約等により、労働者に過失が無い場合には損失額全額を補償することとしており、また、労働者に過失がある場合には個別対応を妨げるものではないが、損失を一律に補償しないといった取扱いとはしていないことをいいます。なお、労働者の親族等による払出の場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではありません。

また、損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件とする場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上は確保する必要があります。

④の要件について

規則第7条の2第1項第3号ニにおける措置とは、指定資金移動業者の利用規約等により指定資金移動業者口座の資金に係る債務の有効期限を定める場合に、口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務を履行できるようにしていることを指し、また、「特段の事情」とは、警察からの要請により口座の凍結等が行われる場合が該当しるとされています。

⑤の要件について

規則第7条の2第1項第3号ホにおける「口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること」とは、賃金の支払を含む口座への資金移動を1円単位で行うことができるものであることとされています。

⑥の要件について

規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号へにおける「現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置」とは、現金自動支払機(CD)又は現金自動預払機(ATM)の利用や預貯金口座への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて指定資金移動業者口座の資金を 1 円単位で払出できることを意味するものであるとされており、例えば、預貯金口座への出金による払出の場合、預貯金口座への出金が 1 円単位でできることをいいます。なお、1 円単位で払出が可能な手段は、1 つ以上有していることで足り、指定資金移動業者が提供する払出の方法の全てにおいて、1 円単位の払出が求められるものではありません。

また、「少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置」とは、少なくとも毎月 1 回は、労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出をすることを指します。例えば、預貯金口座への出金による払出の場合、預貯金口座への出金が手数料負担なくできることをいい、更に出金先の預貯金口座からの払出に係る手数料についてはこの限りではありません。

⑦の要件について

規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号トにおける「賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況」とは、当該指定資金移動業者における、賃金支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況を指すとされています。また、同号トにおける「適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること」とは、事業年度等ごと及び厚生労働大臣から報告を求められた場合に、必要な事項を厚生労働大臣に報告できる体制を整備していることを指し、指定資金移動業者だけでなく同号口の資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関についても報告体制を求められています。

⑧の要件について

規則第 7 条の 2 第 1 項第 3 号チにおける「賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」とは、次に掲げる事項を満たすことを含め、総合的に判断されます。

- ・ 指定申請時において、資金決済法第 55 条の規定による業務改善命令又は同法第 56 条第 1 項の規定による業務停止命令がなされていないこと。
- ・ 賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、労働者が指定した資金移動業者の口座が存在することを確認する措置、賃金支払が認められた資金移動業者の口座であることを確認する措置等を講じていること。
- ・ 「プライバシーマーク」、「ISMS 認証」その他の第三者機関による個人情報の取扱に係る認証を取得していること。

(3) その他の内容

その他、本改正では、指定を受けようとする資金移動業者は、上記各要件を満たすことを証明する書類を添付した指定申請書を厚生労働大臣に提出する必要があること(規則第 7 条の 3)、指定の要件に係る事項の変更手続(規則第 7 条の 4)、厚生労働大臣による業務体制の報告措置(規則第 7 条の 5)、指定の取消し(規則第 7 条の 6)、指定資金移動業者が指定を辞退する場合の手続(規則第 7 条の 7)、指定の取消時のみなし規定等(規則第 7 条の 8)などが規定されています。

3. 使用者での対応事項²

賃金のデジタル払いを導入する場合、使用者は、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金デジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。労使協定で取

² 厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について」3. よくあるご質問への回答(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html) (2023 年 3 月 8 日閲覧)

扱指定資金移動業者の範囲を設定するに当たっては、厚生労働大臣が指定した指定資金移動業者の中から選択することになります。

その上で、賃金のデジタル払いを希望する個々の労働者は、留意事項等の説明受け、制度を理解した上で、同意書³⁾に賃金のデジタル払いを受け取る賃金額や、資金移動業者口座番号、代替口座情報等を記載して、使用者に提出することが必要になります。労働者が賃金のデジタル払いを希望しない場合、従前どおり、銀行口座等で賃金を受け取ることができ、使用者は希望しない労働者に対して賃金のデジタル払いを強制することはできません。

労働者は、資金移動業者口座は「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためであることを理解の上、支払等に使う見込みの額を受け取るようにする点、留意する必要があります。

4. 本改正後のスケジュール

本改正後、賃金のデジタル払いは、以下のスケジュールで開始されます⁴⁾。

- (1) 2023年4月1日から、資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請を行うことができます。
- (2) 申請を受け付けた後、厚生労働省で審査を行い、基準を満たしている場合にはその事業者を指定します。この審査には、数ヶ月かかることが見込まれます。
- (3) その後、各事業場で、賃金のデジタル払いを行う場合には、利用する指定資金移動業者などを内容とする労使協定を締結する必要があります。
- (4) その上で、労働者は賃金のデジタル払いの留意事項の説明を聞き、理解した上で、賃金のデジタル払いを希望する場合には、使用者に同意書を提出することが必要です。この同意書に記載する支払開始希望時期以降、賃金を資金移動業者の口座で受け取ることができるようになります。

The takeaway

以上のとおり、本改正によって、賃金のデジタル払いが可能となります。指定資金移動業者の指定の状況などを踏まえて、各企業においては、具体的な導入開始を検討することとなります。

³⁾ 上記脚注1の同意書例を参照。

⁴⁾ 上記脚注3・よくあるご質問への回答参照。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 力国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー
神鳥 智宏

弁護士
水田 直希

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めていただく必要があります。また、本書における意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2023 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.